

海田町社会福祉協議会への寄附金に対する 税制上の優遇措置について

寄附をしていただくと、所得税や法人税の優遇措置が受けられます

個人の場合

確定申請等によって、所得税法(第 78 条)の「寄附金控除」及び地方税法上(住民税)の「寄附金税額控除」を受けることができます。

法人の場合

確定申告によって、寄附された金額の一部を法人税法(第 37 条)の規定により、「損金算入」することができます。

申告に際しては海田町社会福祉協議会発行の領収書が必要となりますので、領収書は相当期間大切に保管してください。

※詳しくは、税務署又はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

根拠法令等令和4年 3 月 11日現在